

宮城県公安委員会・警察本部長における情報公開条例審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）に基づき宮城県公安委員会及び宮城県警察本部長が行う行政文書の開示決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

条例に基づく開示決定等の判断は、本審査基準によって行うものとするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに保有する情報の内容等に即し、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

第2 基本事項

1 開示・不開示の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにすること等を目的とするものであることから、行政文書の開示を請求しようとするものの請求する権利と請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他団体の権利利益及び公益との調和を図ることを基本的な考え方として、原則公開の例外として、開示しないことに合理的な理由がある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に定め、請求のあった行政文書に、これら不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとされている。

したがって、これら条例の趣旨を尊重し、条例第3条第1項の実施機関（以下「実施機関」という。）としての責務を全うして、保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

2 不開示情報の類型

条例第8条第1項各号に規定する不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が同項各号に規定する複数の不開示情報に該当する場合があります。

したがって、開示請求に係る行政文書を開示する場合は、同項各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）のいずれにも該当しないことを確認することが重要である。

第3 行政文書の開示義務（条例第8条）

1 条例の定め

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

2 規定の解釈

(1) 本条は、行政文書の開示請求に対して、実施機関は行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書の開示をしなければならない義務について

て定めたものである。

- (2) 本条の基本的な考え方は、行政文書の開示を請求しようとするものの請求する権利と請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。
- (3) 本条各号は、原則公開の例外を規定したもので、合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型化したものである。
- (4) 「行政文書を開示しなければならない」とは、請求のあった行政文書に本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に行政文書を開示しなければならない義務を課すものである。
- (5) 本条と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定する公務員の守秘義務（以下「守秘義務」という。）との関係については、次のように考えられる。本条は、行政文書における不開示情報の範囲を定めているのに対して、守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者はその趣旨及び目的を異にしている。しかし、本条各号に掲げる情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、本条各号のいずれにも該当しないとして公開される情報は、守秘義務の対象である秘密には当たらないものである。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、行政文書の提出、閲覧等が要求されることがある。これらの要求は、情報公開による請求とは異なるので、本条各号に該当するかどうかをもって当該要求に応ずるかどうかを決定することはできない。これらの要求の目的、対象行政文書の内容、法令の趣旨等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。
- (7) 本条各号に該当すると考えられる情報が記録されている行政文書については、常に行政文書すべての開示ができないものであると固定的に考えることはできないのであり、部分開示となる場合や開示請求の時期によっては、行政文書の開示ができる場合もあり得ること、さらに、条例第10条による公益上の理由により裁量的に開示ができる場合もあり得ることに留意する必要がある。

第4 条例第8条第1項第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

1 条例の定め

- | |
|--|
| (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公開することができないとされている情報 |
|--|

2 規定の解釈

- (1) 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいう。
- (2) 「公開することができないとされている情報」とは、法令の規定により明らかに公開することができないと定められている情報のほか、法令の趣旨及び目

的から公開できないと認められる情報をいう。

第5 条例第8条第1項第2号（個人に関する情報）に基づき不開示等とする情報の基準

1 条例の定め

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
 - ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

2 規定の解釈

(1) 第2号本文

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの

- ア 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、成績、職歴、住所、電話番号、家族状況、親族関係、所得、財産等個人に関する全ての情報をいう。
- イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号から除き、第3号の規定により判断することとしている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報、本号により行政文書の開示をするかどうかの判断が行われることとなる。
- ウ 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、次のような情報をいう。

- (ア) 氏名、住所等その情報から直接的に特定の個人が識別されるもの
- (イ) 他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るもの

エ 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは、例えば、個人の著作物であって個人識別性が認められない未発表の研究論文等の情報が該当するものである。つまり、仮に個人識別性のない個人情報であっても、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれのあるものがあれば、これを不開示とする合理的な必要性が認められるので、加えて不開示情報として明示したものである。

(2) 第2号ただし書イ

法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ア 「法令の規定により公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、法令の規定により何人でも閲覧することができることと定められている個人に関する情報が行政文書の一部に含まれているときは、その部分については何人でも容易に入手できる情報であるから、不開示情報には該当しないということであり、閲覧を利害関係人にのみに限って認めているものは含まない。

イ 「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、一般に公表されている、又は公表することが予定されている情報であり、これを公開しても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられる情報が該当する。この情報に該当するものとしては、次のようなものがある。

- (ア) 公表することを目的として作成された情報
- (イ) 当該個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供した情報
- (ウ) 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
- (エ) 従来、慣行上公表している情報であって、公表しても社会通念上、個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるもの

(3) 第2号ただし書ロ

当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

公務員等といえども、個人としてのプライバシーを保護される必要がある一

方、県の説明責任の観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を不開示情報から除くこととした。

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその機関の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動の情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、健康状態等明らかに個人に関する情報であるものや、勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員等としての身分の取扱いに係る情報等は、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

イ 「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名及び補職名を含む。）をいう。

ウ 警察職員の氏名は、条例第8条第1項第2号ロに規定する不開示とする情報の除外事項に該当するものであるが、警察職員の氏名を公開することにより、当該警察職員又は家族に危害が加えられるおそれ、又は嫌がらせ等を受ける可能性があり、犯罪捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められる場合等は、公共安全情報（条例第8条第1項第4号）に該当し、不開示となる。（第7-2-(9)参照）

第6 条例第8条第1項第3号（法人等情報）に基づき不開示等とする情報の基準
1 条例の定め

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

2 規定の解釈

(1) 第3号本文

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるもの

ア 「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。）」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除くすべての法人をいう。

なお、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社は、その公共性に鑑み、本号の法人の範囲から除外する。

イ 「その他の団体」とは、条例第5条第1項第1号の「その他の団体」と同義である。

ウ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに規定する事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

エ 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号に該当せず、条例第8条第1項第2号の規定により判断する。

オ 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいう。

(ア) 生産技術、営業又は販売上のノウハウに関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(イ) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(ウ) その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報

(2) 第3号ただし書

人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止のため、公開することが必要であると認められる情報をいう。

第7 条例第8条第1項第4号（公共安全情報）に基づき不開示とする情報の基準 1 条例の定め

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

2 規定の解釈

(1) 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民の防犯意識の啓発等防犯活動に関する情報のうち、開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

- (2) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとしているのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- (3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集又は保全をすることをいう。
- (4) 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備等の活動を指す。
- (5) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定する死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。

なお、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、本号のいう「刑の執行」に該当する。

- (6) 「その他の公共安全と秩序の維持」には、刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為をした団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続も含まれる。また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障が生ずるおそれがある情報も、本号に該当する。
- (7) 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨である。司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかの実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか。）否かについて審理又は判断をすることとしたものである。
- (8) 本号の対象となる情報としては、次のような情報がある。
 - ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公開することにより、当該捜査に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 公共安全と秩序を侵害する行為をするおそれがある団体等に対する情報

収集活動に関する情報で、公開することにより、当該活動に支障が生ずるおそれがあるもの

- ウ 公開することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- エ 捜査の手法、技術、態勢、方針等に関する情報で、公開することにより、将来の捜査に支障が生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- オ 犯罪の予防又は鎮圧に関する手法、技術、態勢、方針等に関する情報で、公開することにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難にさせるおそれのあるもの
- カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公開することにより、当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯行を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公開することにより、当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公開することにより、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障が生ずるおそれがあるもの

(9) 警察職員の氏名に関する情報の開示の基準

ア 開示の基準

警察職員の氏名に関する情報は、その職務の特殊性から、開示することにより、職員やその家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるおそれが新たに生じたりするなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められるため、本号に該当し、不開示となる。また、これらの基準は、対象行政文書の記録情報としての階級により適用する。ただし、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名は、新聞の人事異動記事への掲載によって公表され、さらに警視又は同相当職以上の警察職員の氏名は、宮城県職員録へ掲載されてあって、警察職員である事実は既に明らかにされており、開示によって、新たに支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、開示する。

なお、本基準は、単に警察職員の階級をもって判断するものではなく、当該警察職員の氏名が公表されていることをその判断基準としていることから、いずれの方法によっても公表されていない警察職員の氏名は、不開示となる。

イ 他の情報との関係

前記アにより、警察職員の氏名を単一の情報として判断し、開示することとなる警部又は同相当職以上の警察職員の氏名であっても、開示請求の対象となる個人情報に含まれる犯罪捜査等の具体的な職務の内容等の他の情報との関係で、開示することにより、職員やその家族のプライバシーが侵害され

たり、襲撃、工作等の被害を受けたりするおそれが新たに生じるほか、犯罪捜査等の態勢、手法等の他の情報を開示することとなるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、本号に該当し、不開示となる。

ウ 本県警察以外の警察職員の氏名

警察職員の氏名に関する情報の性質は、その所属する機関の別により異なるものではないことから、対象情報に含まれる警察庁その他の本県警察以外の警察職員の氏名の開示の基準についても、前記ア及びイの基準を準用するものとする。この場合において、職員録への掲載、人事異動に関する新聞報道等のいわゆる公表されているか否かの判断は、当該他の警察の機関における公表基準等によるものとする。

第8 条例第8条第1項第5号（行政規制情報）に基づき不開示とする情報の基準
1 条例の定め

(5) 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の機関が行う衛生、営業、建築、交通等に係る規制等に関する情報であって、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるもの

2 規定の解釈

本号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護といった公共の安全と秩序の維持のうち、前号に規定する犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたもの以外で、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのある情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

本号の「人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護」は、衛生、営業、建築、交通等に係る規制に代表されるいわゆる行政警察に関する情報を中心とするものであるが、規制以外にも人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に関する情報を含む趣旨である。

本号は、第7号と一部重複する内容を含んでいるが、一般行政上の事務事業と人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護とはその性質において異なる側面があることから、独立した不開示条項としたものである。

(1) 「その他の公共団体」とは、次のものをいう。

ア 土地改良区、土地区画整理組合等の公共組合

イ 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び港務局

ウ その他国又は地方公共団体が出資し、又は構成員に加わっている法人で、その法人の設立の趣旨、目的等から見て、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の行う事務事業に準ずるような公共性の高い事務事

業を行うもの

- (2) 「人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することをいう。
- (3) 「規制等」とは、風俗営業等の許認可、感染症予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報が中心となるが、それ以外にも、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるものは、本号の対象となる。

第9 条例第8条第1項第6号（意思形成過程情報）に基づき不開示とする情報の基準

1 条例の定め

(6) 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

2 規定の解釈

- (1) 「事務事業に係る意思形成過程」とは、事務事業において、個別の事案については決裁等の事務手続は終了しているが、いまだ当該事務事業の最終意思決定が終了していない段階をいう。
- (2) 「県の機関」とは、県の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか、執行機関の附属機関を含むものである。
- (3) 「審議、検討、調査、研究等に関する情報」とは、県内部又は県、県が設立した地方独立行政法人、国等の間において実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部の審議、検討、協議、調査、研究等に関する情報のほか、会議、協議文書等による照会、回答等において実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- (4) 「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - ア 最終的な意思決定までの一段階にある情報であつて、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの
 - イ 行政内部の各種会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられることが明らかに認められる情報
 - ウ 調査、試験等の結果等又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等

で、公開することにより、請求者等の特定の者に不当な利益又は不利益を与えると明らかに認められる情報

エ 審議、検討、調査、研究等のために収集又は取得した資料等で、公開することにより、行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になると明らかに認められる情報

オ その他公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報

(5) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報は、県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われたりするなど、審議、検討等の過程が重層的かつ連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が公開されると、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えたりするおそれがあれば、本号に該当し得る。

第10 条例第8条第1項第7号（事務事業情報）に基づき不開示とする情報の基準

1 条例の定め

(7) 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

2 規定の解釈

(1) 本号に列举されている事務とは、典型的な事務事業の例示である。

ア 「検査、監査、取締り」とは、県、国等の機関が権限に基づいて行う検査、指揮監督、取締り等をいう。

イ 「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法その他法律に基づく不服申立てをいう。

ウ 「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等において、相互の利害関係事項について協議し、決定するために折衝することをいう。

エ 「渉外」とは、県の行財政運営等の推進のため、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、儀礼、交際等の対外的事務事業をいう。

オ 「入札」とは、工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。

- カ 「試験」とは、県、県が設立した地方独立行政法人、国等が行う資格試験、入学試験、採用試験等をいう。
- (2) 「その他の事務事業」とは、前記(1)に例示的に列举した事務事業のほか、県、県が設立した地方独立行政法人、公社、国等の機関が行う一切の事務事業をいう。
- (3) 「事務事業に関する情報」とは、当該事務事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務事業の実施に影響を与える関連情報を含む。
- (4) 「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
- ア 公開することにより、当該事務事業を実施する目的及び意味が失われると認められる情報
- イ 公開することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱すると認められる情報
- ウ 公開することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えると認められる情報
- エ 国等からの依頼、委託等による県又は市町村の行政の実態調査で、国等において公表するまで公表してはならない旨の指示がある情報
- オ 全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報
- カ その他公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる情報

第11 県費予算の歳入及び歳出予算の執行に関する文書並びに国費予算の歳入及び歳出予算の執行に関する文書の基準

1 基本的な考え方

県費予算の歳入及び歳出予算の執行に関する文書並びに国費予算の歳入及び歳出予算の執行に関する文書についての開示・不開示を判断するときは、条例第8条第1号各号及び同条第2項の規定について、厳格にその適用を判断するほか、個々の情報に照らして判断しなければならない。また、開示・不開示の基準の代表的なものは、次に例示するとおりであるが、これらの例示に属しないその他の情報に関しては、条例の趣旨及び規定に照らして、厳格にその開示・不開示の判断を行わなければならない。

(1) 共通事項

ア 警察職員の氏名等の情報

警察職員の氏名等は、条例第8条第1項第2号ロに規定する不開示とする情報の除外事項に該当するものであるが、警察職員の氏名等を公開することにより、当該警察職員又は家族に危害が加えられるおそれ、又は嫌がらせ等を受ける可能性があり、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められる場合等は、公共安全情報（条例第8条第1項第4号）に該当し、不開示となるほか、次による。

(ア) 慣行として公にされる警察職員の氏名を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について不開示とする。

(イ) 債務債権者コード及び債主コード（支出の相手方たる債主ごとに付されるADAMS（官庁会計事務データ通信システム）上の番号）は、当該職員に付された固有の番号であり、個人を識別させ得る情報であることから、不開示とする。

イ 警察との取引業者に係る情報

警察との取引業者に係る情報については、個人に関する情報（条例第8条第1項第2号）及び法人等に関する情報（同項第3号）に該当するもののほか、公開することにより、当該個人及び法人に対し危害や妨害活動等が加えられるおそれがあると認められるもの及び犯罪捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるものについては、公共安全、秩序の維持及び公益の確保の観点から公共安全情報（同項第4号）に該当し、不開示とする。

(2) 旅費に関する事項

旅費の支出に関する文書については、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは、開示する。ただし、個人に関する情報（条例第8条第1項第2号）に該当する部分を除く。

なお、旅費の支出に関する文書についての開示・不開示を検討するに際しては、旅費の予算区分（活動旅費、一般旅費等）の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的、実態等に照らし、公開することにより、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれの有無によって、判断しなければならない。

(3) 食糧費に関する事項

食糧費の支出に関する文書についての開示・不開示は、当該食糧費の支出に係る警察活動、事務事業等の目的、内容等及び個々の情報に照らして厳格に判断し、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは、開示する。ただし、個人に関する情報（条例第8条第1項第2号）及び法人等に関する情報（同項第3号）に規定する不開示情報に該当する部分を除く。

(4) 犯罪捜査報償費及び捜査費に関する事項

犯罪捜査報償費及び捜査費の支出に関する文書についての開示・不開示は、公共安全情報（条例第8条第1項第4号）によるほか、次による。

ア 個別の執行に係るものは、不開示とする。

イ 年度別・年別・月別の所属別執行額を示すもので、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは、開示する。

2 条例第8条第2項に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

2 前項の場合において、開示請求に係る行政文書が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、同項第4号中「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのは、「支障が生ずるおそれのある情報」として同項の規定を適用する。ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときは、この限りでない。

(2) 規定の解釈

本項は、前項第4号に規定する公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報が記録されている行政文書が、地方自治法第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を「支障が生ずるおそれのある情報」と読替えることとし、原則として、実施機関の第一次判断権の尊重は行なわないものとした。

ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、当該行政文書に本項ただし書に掲げる1号から4号に該当する情報が記録されているときは、例外的に「実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報（実施機関の第一次判断権を尊重する規定）」として判断することとした。

ア 「警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したもの」とは、教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和51年規則第60号）により、警察の職員が知事の委任を受け、又は補助執行として作成又は取得した文書（以下「予算執行関係文書」という。）をいう。

イ 予算執行関係文書の具体例としては、次のようなものがある。

(7) 収入支出証拠書類

支出命令決議書、支出負担行為兼支出命令決議書、精算通知票、請求書等

(4) 支出確認に必要な書類

施行伺、旅行命令（依頼）票、出張報告書、施行確認書、契約書、請書等

3 条例第8条第2項第1号に基づき不開示とする基準

(1) 条例の定め

(1) その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報

(2) 規定の解釈

ア 「集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体」とは、暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）、暴力主義的破壊活動を行った団体、無差別大量殺人行為を行った団体その他の集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれがある組織・団体をいう。

イ 本号にいう「取締り」とは、犯罪の予防・捜査に密接に関連する前記アの団体の規制、当該団体又は構成員による不当な行為の防止等をいう。

ウ 集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体の取締りに関係する警察職員の氏名等は、本号の対象となる。

エ 本号の情報とは、次のような情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるものをいう。

(ア) 暴力団等の取締り（内偵捜査）に関する旅費等

(イ) これら取締りを行う警察職員の氏名等

4 条例第8条第2項第2号に基づき不開示とする基準

(1) 条例の定め

(2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行に関する情報

(2) 規定の解釈

ア 「刑事訴訟法の規定による犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行」とは、前条第1項第4号の対象である犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心とした警察活動のうち、本号の対象を「犯罪の捜査」、「公訴の維持」及び「刑の執行」に限定する趣旨である。したがって、刑事訴訟法の規定によるものではない「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」のための活動に関する情報は、本号の対象ではない。

イ 本号にいう「犯罪の捜査」、「公訴の維持」及び「刑の執行」に関する警察職員の氏名等は、本号の対象である。

ウ 本号の情報とは、次のような情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるものをいう。

(ア) 刑事訴訟法の規定に基づく犯罪の捜査に関する旅費、借上料等

(イ) 犯罪の捜査を行う警察職員の氏名等

5 条例第8条第2項第3号に基づき不開示とする基準

(1) 条例の定め

(3) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したもの、第1号の取締り（以下この号において「取締り」という。）の対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査（以下この号において「捜査」という。）の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され、又は識別され得る情報

(2) 規定の解釈

ア 「取締り若しくは捜査の関係者」とは、本項第1号の「取締り」及び第2号の「捜査」に直接関係する者に「関係者」の範囲を限定する趣旨であり、具体的には、被疑者、被害者、参考人、捜査協力者、通訳員、警察犬を扱う者等をいう。

なお、警察職員は、本号の「関係者」の対象とはならない。

イ 本号の情報とは、次のような情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるものをいう。

(ア) 情報提供者、参考人等に係る旅費、報償費等

(イ) 情報提供者、参考人等の氏名等

6 条例第8条第2項第4号に基づき不開示とする基準

(1) 条例の定め

(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る方法、技術、特殊装備、態勢等に関する情報

(2) 規定の解釈

ア 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」とは、条例第8条第1項第4号と同義である。

イ 「方法」とは、あらかじめ定めている捜査マニュアル（誘拐事件初動捜査要領等）等の具体的な要領等のほか、個別の活動の実態から明らかになる捜査等の着手時期、方法等をいう。

ウ 「技術」とは、逆探知、バスジャックの突入方法等の捜査技術をいう。

エ 「特殊装備」とは、特殊な装備品をいい、防護マスク、秘匿監視装置等の特別な仕様とされているもの（一部特別な仕様とされているものを含む。）であり、これらの装備品の性能、数量、配備等に関する情報も含まれる。

オ 「態勢」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る警察活動の内容（人員、時期、場所等）をいい、ハイジャック等の部隊編成、警衛・警護の人員配置やストーカー事案及びこれに類する事案に関する警察活動の内容である。

なお、これら警察活動を行う警察職員の氏名等は、本号に該当する。

カ 「方法、技術、特殊装備、態勢等」には、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る警察活動の「手の内」を明らかにすることになるもの（留置場等の施設の具体的な設計等）を含む趣旨である。

第12 不開示情報が含まれている場合に部分開示（条例第9条）とする基準

1 条例の定め

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により開示することができない情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除

くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

2 規定の解釈

(1) 本文

実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により開示することができない情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

「容易に」とは、請求のあった行政文書に不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分するに当たって、行政文書を損傷することなく、かつ、過度の経費と時間等を要しないことをいう。

(2) ただし書

有意の情報が記録されていない

「有意の情報が記録されていない」とは、残りの部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字又は数字の羅列となる場合等をいうものである。

(3) 電磁的記録の開示の方法

電磁的記録の開示の方法は、保存している媒体の種類ごとに、閲覧、視聴又は写しの交付等を行うが、開示することが技術的に困難なとき、又はプログラムの変更等に多額の経費が見込まれるときは、可能な方法により行うものとする。また、電磁的記録の部分開示をする場合は、開示ができる部分とできない部分とが適当な方法により容易に区分できるときには、例えば、開示ができない部分を特定の記号に置き換え、又は表示されないようにするなど、開示ができない部分について閲覧又は視聴ができない措置を講じ、開示ができる部分についてのみ電磁的記録の開示を行うものとする。

なお、開示ができる部分とできない部分との分離が既存のプログラム等では行えないときは、本文に規定する「容易に区分して除くことができる」には該当しない。

第13 行政文書の存否に関する情報（条例第11条）についての基準

1 条例の定め

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関

は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 規定の解釈

開示請求に対しては、通常、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにし、開示決定等をすべきであるが、情報の性質により、行政文書が存在する又は存在するが不開示情報に当たると回答しただけで、不開示情報として保護すべき利益が害される場合もあることから、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができることを定めたものである。

本条に該当する情報としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 特定の個人の前科又は前歴に関する情報
- (2) 特定の個人の病歴に関する情報
- (3) 特定企業の設備投資計画に関する情報
- (4) 犯罪の内偵捜査に関する情報
- (5) 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合
- (6) 買占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報
- (7) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報

第14 他の法令による開示の実施との調整（条例第18条）

1 条例の定め

第18条 この章の規定は、他の法令（個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この章の規定は、図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

4 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定の適用を受けないこととされる行政文書については、適用しない。

2 規定の解釈

- (1) 第1項から第3項まで

- ア この条例の対象となる行政文書について、他の法令の規定により、条例第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同一の方法による開示に係る行政文書については、適用しない。
- イ 他の法令の規定で閲覧等の期間、対象者、方法又は閲覧等を行うことができる行政文書の範囲等を限定している場合において、他の法令が直接定めていない事項については、この条例の定めるところによることとなるが、当該他の法令の趣旨を踏まえて、行政文書を開示するかどうかの決定をすることになる。
- ウ 「その他の県の施設」とは、宮城県美術館、東北歴史博物館等の公の施設のほか、図書、刊行物等の一般への閲覧等の事務を行っている県の施設をいう。
- エ 「県民の利用に供することを目的として管理している行政文書」とは、前記ウの施設において専ら一般の利用に供するために管理されている刊行物等の行政文書をいう。

(2) 第4項

- ア 登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）の規定の適用除外となる行政文書については、一般の行政文書とは異なる独自の完結した体系的開示制度が定められていることから、この章の規定を適用しないことを定めたものである。
- イ 訴訟に関する書類について
 - (ア) 刑事訴訟法第53条の2第1項の規定では、「訴訟に関する書類及び押収物」については、法の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書、いわゆる捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類は、当該文書の開示・不開示の取扱い等が刑事訴訟制度内で体系的に整備されていることから、当該文書及び押収物についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。本条例においても、条例第18条第4項の規定により法の規定が準用され、訴訟に関する書類及び押収物は、第2章の適用から除外されている。
 - (イ) 刑事訴訟法第53条の2第1項の「訴訟に関する書類」とは、同法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。また、いまだ送致・送付を行っていない書類も、第2章の適用除外であると解される。
 - (ウ) 訴訟に関する書類の写しについても、実質的に原本と同様のものであ

り、刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、条例の適用除外となる。また、訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式及び体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、条例の適用除外となる。